

■報告様式に関するQ&A集

質問		回答
大分類	小分類	
1	省エネコミュニケーション・ランキング制度について、詳細な情報はどこに掲載されているのか。	下記のウェブページに参考情報を掲載しているので、報告に当たって適宜参照ください。 ・エネルギー小売事業者の一般消費者に対する省エネ情報提供に関する報告に関して https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/information/ ・エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_kouri/index.html ・省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/ranking/
2	全体 2024年度と比較して、省エネコミュニケーション・ランキング制度の変更点はあるか。	「基礎点指針3. 情報の集約性」に関する採点方法を変更します。 ・2025年度運用より、情報の集約数に応じて配点をするようにいたします。 ・詳細については「省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価方法と評価項目及び配点」(下記URL)をご参照ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/ranking/hyoka_haiten.pdf ※2024年度までの運用では、指針1.(1)～(4)及び指針2.の5つの基礎項目のうち、提供している情報全てを集約している場合のみ15点が加算されていました。
3	評価結果はどこで公表されるのか。	評価結果は下記のウェブページで公表します。 ・省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/ranking/
4	様式を提出すると、結果は必ず公表されるのか。	電気の小売供給契約の件数が30万件を超える事業者、ガスの小売供給契約の件数が30万件を超える事業者、液化石油ガスの販売契約の件数が30万件を超える事業者の場合、様式を提出いただいた事業者の評価結果を資源エネルギー庁のホームページで公表します。一方で、契約件数が30万件以下の事業者は、報告様式において公表に関する意向を確認し、公開可能と回答した事業者に限って評価結果を資源エネルギー庁のホームページで公表します。
5	小売電気供給を現在終了している場合、提出する必要があるか。	小売供給を行っていない場合は提出不要です。
6	当社は、事業者向けの電力小売しかしておらず、一般家庭向けには販売していない。その場合、本様式を提出する必要があるか？	家庭向けの情報提供に関する取組状況を報告いただくためのものであるため、提出不要です。
7	対象事業者 グループ内で複数会社が小売事業者登録しているが、各社がそれぞれ様式を提出する必要があるか？	・以下の(1)と(2)を両方満たす場合は、グループでまとめて1件の提出とすることが可能です。 (1) 下記にリンクを示す資料「認定管理統括事業者制度について」のP.3～4に記載されている「密接関係者の要件」を満たしている。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/nintei-tebiki.pdf (2) グループ内の各事業者が同様の省エネ情報提供を行っている。 ・なお、グループとして提出した場合、結果公表時にはグループ名のみが公表されます。グループ内各社の社名は公表されませんので、ご注意ください。
8	小売供給契約の件数について、家庭部門(低圧)のみの件数を回答するのか、それとも全供給契約件数についてか。	本制度における「小売供給契約の契約件数」は、基本的に家庭部門(一般消費者)向けの契約件数を指すこととします。ただし、「家庭部門(一般消費者)との契約」と「事業者との契約」を切り分けることが難しい場合は、すべて家庭部門(一般消費者)との契約と見なして、契約件数をカウントしてください。もし、契約相手がすべて事業者の場合は、本制度における報告の対象外となります。
9	第1表 報告様式への記入内容に基づく評価結果の公表について、公表される情報は何か。	電気、都市ガス、LP ガスそれぞれについて、報告様式の提出事業者数、ランクごとの事業者数(分布)、各ランクの平均得点率、各ランクを獲得した事業者名(小売供給契約件数が30万件以下の事業者については公表意向のある事業者のみ)を公表する予定です。
10	小売供給契約件数が30万件以下の事業者の評価結果の公表について、報告様式に意向を記入するのではなく、評価結果が確定した後に判断することはできないか。	結果が確定した後に公表・非公表の意向を決定し、事務局に通知いただくのではなく、報告様式に記入いただく段階で意向の確定をお願いしたいと考えております。
11	評価結果の公表はいつ頃の予定か。	11月～12月頃に資源エネルギー庁のホームページで公表する予定です。
12	第2表 指針2にある「他の家庭との比較等に関する情報」について、「他の家庭」の定義について何か指定はあるのか。	「他の家庭」を定義するために契約者から取得する情報に指定はありません。契約者の居住地域・世帯人数・住居形態等の情報を取得し、属性が近い家庭を比較した結果に関する情報を提供している場合、「提供している」を選択してください。
13	指針3にある「情報を集約した上での提供」について、どのような状態になっていれば「集約している」ということなのか。	「情報の集約」は、情報提供に用いられている媒体に応じて下記のとおりに定義します。 ・Web ページ・スマートフォンアプリ等の電子媒体で情報提供している場合： ある画面から特定の画面に直接遷移が可能な状態 ・紙面(検針票・請求書等)で情報提供している場合： 全ての情報が同封されている状態(URL等の記載でも可とする)
14	追加項目1.「非化石エネルギーへの転換に資する情報」とはどのような情報か。	再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供、非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援(リース等)などの情報を指します。
15	追加項目2.「供給する電気の電源構成に関する情報」とはどのような情報か。	「電力の小売営業に関する指針」に基づいて提供する、前年度の販売電力量実績のエネルギー別内訳などを指します。
16	追加項目3.「時間毎にきめ細かにエネルギー消費量を可視化した情報」とはどのような情報か。	電気であれば、スマートメータ設置世帯に対する時間ごと(30分、1時間等)の電気使用量の情報などを指します。 都市ガス、LP ガスについては、上記のみならず、給湯器のリモコン等の機器を使用して、家庭全体でなく、給湯用途等に限定した情報提供を行っている場合についても評価対象とします。
17	第3表 追加項目4.「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」とはどのような情報か。	電気の需要の最適化に資する料金(ディマンドレスポンス)メニューや節電プログラムに関する情報、蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援(リース)、電力需給の状況などに関する情報を指します。
18	指針1.(5)「その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供」の記入欄「②提供取組」の選択肢に記載の情報はそれぞれどのようなものか。	・エネルギー料金・使用量の予測サービス 毎月のエネルギー使用量・料金から翌月の予測を行う機能などの提供を指します。 ・省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 環境イベントへの出展やエネルギー教育の支援、省エネに関する小学校への出張授業などを指します。 ・CO2排出量の見える化 電気や都市ガス・LP ガス等の使用量実績の情報をともに、家庭でのCO2排出量を見える化するコンテンツや環境家計簿などの提供を指します。 ・家庭ごとの省エネの目標の設定 目標値を設定し、達成度合いを日々確認しながらエネルギー料金やエネルギー消費量の削減に挑戦できるコンテンツなどの提供を指します。
19	追加項目1.「省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供」とはどのような方法か。	請求書を受領してエネルギーの使い過ぎを認識した時や季節の変わり目・引越し時等、一般消費者の省エネ意識が高まるタイミングに事業者側が主体的に情報を提供することなどを指します。
20	追加項目2.「顧客属性を基にした情報提供方法の工夫」とはどのような方法か。	世帯人数や所有機器の情報等、個人に関する情報を活用し、省エネに向けたヒントや機器の買い替えを促す情報を提供することなどを指します。
21	追加項目3.「提供する情報の閲覧率を高める工夫」とはどのような方法か。	定期的にエネルギー使用量・料金等の情報をメールで送信、メール送信時にマイページの閲覧を誘導するなどの取組を実施することなどを指します。
22	第4表 追加項目4.「提供する情報の閲覧率の測定」とはどのような方法か。	「省エネ情報を提供している会員制サイトの月間ユニークログイン者数／全電灯契約者数(電気)又は家庭向け小売契約件数(都市ガス・LPガス)」を算定することを指します。 ※上記指標での計測が困難な場合は、可能な限り全体の情報提供の状況を表す指標の使用も可能です。 ※指標及び算定結果についても報告様式に記載してください。

質問			回答
大分類	小分類		
23		追加項目5.「その他提供方法に関する創意工夫」の選択肢に記載の情報提供方法はそれぞれどのようなものか。	・多様な情報発信ツールの活用 新聞広告、動画、アプリ等、様々なツールを用いて情報を提供することなどを指します。 ・情報の見せ方の工夫 一般消費者にとって分かりやすく省エネ情報を類型化、省エネ実績をランキング形式で表示、クイズやゲーム形式を採用するなどして情報を提供することなどを指します。 ・顧客ニーズの集計・反映 顧客からの要望に基づいてコンテンツを作成し、情報を提供することなどを指します。 ・経済的インセンティブ付与 会員サイトを閲覧した場合にエネルギー料金の支払いやショッピングに使用できるポイントを付与することなどを指します。
24	報告様式の提出	どのような方法で様式を提出すればよいか。	・運営事務局のメールアドレス「energy-info_25@murc.jp」へ報告様式を送付してください。 ・Eメールの送信が難しい場合は、下記記載の住所へ郵送いただくか、又はFAXにてお送りください。 一住所: 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー 一宛名: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 環境・自然ユニット 地球環境部 中村(なかむら)、赤川(あかがわ)、加藤(かとう) 一FAX: 03-6733-1028 ・省エネ法における特定事業者は「共同省エネルギー事業の報告」として定期報告書に本制度の様式を添付することが可能で す。その場合、上記メールアドレス「energy-info_25@murc.jp」への提出に加えて、「共同省エネルギー事業の報告」として定 期報告書に本様式を添付してください。
25		報告様式以外の資料を別添として提出することは可能か。	可能です。報告様式をご提出いただく際に、併せて送付ください。